# 夢気球規約

## 1. 団体の名称と活動拠点

本団体は、城陽市国際交流協会(以下、JIEA という)の日本語教室運営事業に協力する形で活動するものとする。団体の名称は、日本語支援ボランティア団体「夢気球」とし、その活動拠点を JIEA に置く。

## 2. 活動目的

日本語の習得を希望する学習者(以下、学習者という)に対して、可能な限り質の良い日本語学習の場を提供する事を目的とする。

活動の第一義的な目標は学習者に対する日本語学習の支援(以下、支援する人を支援者という)であるが、最終的には、学習者と支援者が共に多文化共生を目指すものである。

この目的達成のために、支援者は各人の特性を生かしつつ、支援のためのスキルやそのもとになる国際感覚の涵養と人間力の向上に向けて継続的な努力が望まれる。

### <支援者に求められる姿勢>

日本語学習支援をするには日本語を教える技術が必要であるが、それよりも大切なのは学習者と支援者は対等であるという認識を持ち、互いに尊重し合いながら活動を進めることである。

## 3. 会員登録および会員登録の更新

## <会員登録>

活動目的に賛同し協力を希望する者は、以下のいずれかの条件を満たせば夢気球の会員に登録することができる。ただし、個々の事情や状況に関しては柔軟に対応するものとし、最終的には運営委員会で適切に判断する。

- (1) JIEA の主催する日本語支援ボランティア養成講座を修了した者。
- (2)上記(1)と異なる団体が主催する日本語支援ボランティア養成講座であっても、同等の効果があると運営委員会が認める養成講座を修了した者。
- (3) 日本語支援ボランティアあるいは日本語指導の経験を有する者。
- (4)日本語支援ボランティア養成講座でなくても、運営委員会が認めるセミナーなどに必要回数出席し、さらに夢気球の日本語教室で必要回数の実習を修了した者。

## <会員登録の際の面談>

会員登録に際して運営委員会が必要と判断した時は、会員登録申請者(以下、申請者という)に 面談することがある。面談においては、夢気球の活動の趣旨や申請者の適性などについてよく話し 合い、双方が十分に理解をしあった上で支援活動が開始できるように配慮する。

## <会員登録の更新>

会員登録は年に一度(時期は運営委員会が別途定める)更新するものとする。更新手続きをしない会員(更新するのかしないのか意思表示をしない会員)については、当該会員の登録を削除する。

### <登録を削除された会員の再登録>

更新手続きをせず登録を削除された会員が再び入会をしようとする場合は、初回の会員登録時と同様の手続きを要する。

# 4. 組織と事業年度

本活動を円滑、かつ継続的に進める為に、運営委員会(役員会とも言う)を作り役割分担を行う こととする。当組織は JIEA との協議のもとに運営されることとし、役員の人数及び活動内容は下 記の通りとする。ただし、いずれも運営委員会の判断により適宜、変更することができる。

## く役員>

代表: 1名副代表: 1名庶務: 3名会計: 1名会計監査: 1名

#### <活動内容>

- 学習希望者への面接および支援者とのマッチング
- 総会、支援者交流会等の行事の立案及び運営
- 研修等、レベルアップを図る為の施策の立案及び運営
- 会員への情報提供
- その他、運営委員会が必要と認める活動

## くサポート委員>

夢気球の運営を円滑に進めるために、運営委員会は必要に応じて「サポート委員」を若干名選出し、活動の一部を依頼することができる。サポート委員は、会員の中から個々に同意を得ながら 選出するものとする。

### <事業年度>

夢気球の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

# 5. 役員の選出と任期

役員の任期は事業年度に合わせるものとする。新年度の役員選出および年度途中の欠員の補充 については、(付則 A)に定める。

## 6. 総会

### <総会と出席義務>

総会は、夢気球の会員で構成されるものとし、すべての会員は総会に出席する義務があり、総会が招集された際は、指定の期日までに出席または欠席の連絡をせねばならない。

定例の総会は、年度のはじめに運営委員会が招集するものとする。定例以外の総会は運営委員会が必要と判断した場合に随時、招集することができる。

### <総会の決議事項>

総会においては、次の事項を審議し、総会出席者の過半数で決議できるものとする。

- ・ 役員の選任
- 活動に関する重要事項
- ・規約の改定
- その他必要な事項

# 7. 活動場所

## <定例の活動場所>

定例の日本語支援活動は以下の場所で行うことを原則とする。

- JIEA (城陽市国際交流協会)
- ・ぱれっと JOYO (男女共同参画支援センター)

#### <課外授業>

支援者が必要と判断し、学習者の同意を得た場合は、上記の場所以外で課外授業を行うことができる。課外授業の詳細については(付則 B)に定める。

## <オンライン授業>

支援者、学習者の双方が同意した場合はオンライン授業を行うことができる。オンライン授業の詳細については(付則C)に定める。

## 8. 情報の共有化

### <会員と運営委員会の努力事項>

各種情報(例えば、各種活動の報告、セミナーの紹介、支援記録等)については、可能な限り会員間で共有を図るものとする。運営委員会と会員には共にそのための積極的な努力が求められる。

## (付則 A) 役員の選出と任期

#### <新年度の役員選出>

- (1) 運営委員会は、現役員に対し次期役員として継続の意思があるかをまず確認する。継続の意思表示をした者は基本的に次期も継続して役員に就任することができる。ただし、運営委員会で一人でも反対があれば継続して就任する権利は消滅する。
- (2) 継続して就任する役員が決まった後に、次年度の役員の一般募集を行なう。次期役員の数が定員 に満たない場合、不足人数相当数だけ役員の募集を行う。(運営委員会においても、会員に対し て次期役員就任の打診をすることがある。)
- (3) 役員の数が定数に満たない場合は、運営委員会が作成する「役員候補順位表(※1)」の順に従って必要な人数だけ選出する。(年度中の欠員の補充についてもこの方法に準ずる。)
  - ※1:役員候補順位表は入会年度の古い会員から順に並べて作成する。同年度の場合は氏名の「あいうえお順」で決める。ただし、次の会員は役員候補順位表から除外する。
    - (1) JIEA のスタッフ
    - (2) 役員就任経験のある会員
    - (3) 次年度就任予定役員の家族
- (4) 役員候補順位表によって指名された人が、自分や周りの事情により役員就任が困難な場合は、運営委員会に対して役員就任辞退の申し出をすることができる(※2)。その場合、運営委員会は事情を聴取し、その妥当性について議論し最終的に判断するものとする。
  - ※2:役員就任の辞退が認められるのは以下の理由に限られる。
    - (1) ほぼ毎日(月~金) 勤務している
    - (2) 家族や親族の中に自分が介護せねばならない人がいる
    - (3) 自分自身が病気やけがで療養中(リハビリを含む)である
    - (4) その他、特別な事情がある

### <年度途中の欠員の補充>

年度途中に欠員が生じた場合の補充については、その都度、募集することができる。ただし、残り期間が少ない場合は補充しないこともある。補充した役員の任期は当該年度末までであり、就任については総会などにおける承認を必要としない。

# (付則B)課外授業

#### <課外授業の定義>

定例の日本語教室は、JIEA や ぱれっと JOYO など定まった場所で行なわれるが、支援者の判断のもと、学習者の同意を得れば他の場所(病院、レストラン、市役所、遊園地、自宅など)で日本語の学習をすることができる。これを課外授業と呼ぶ。

#### く保険との関連>

例えば、「学習者と共に木津川の土手にお花見に出かける」とか「学習者を自宅に招いて食事会をする」などを課外授業として扱うことができる。学習者が日本語を学ぶ機会があり、日本語を通しての交流が期待されるのであれば課外授業の効果は大きいと思われる。ただし、課外授業の頻度は月に1回程度を目安とする。

## <保険との関連>

課外授業として扱うか、単に私的な行動とするかは支援者の判断によるが、課外授業として扱わなければボランティア保険は適用されないので注意が必要である。

### <課外授業の計画>

支援者は、課外授業の目的を明確にし、国際情勢や宗教的あるいは政治的な要素をも勘案して、 その課外授業が適切であることを確認するものとする。(計画書が事前に提出されないとボランティア保険の請求手続きが滞るなど、支援者も学習者も不利益を被る恐れがあるので注意を要する。)

#### <課外授業の報告>

定例の日本語教室と同様に開講回数をカウントするために、課外授業の場合も事後の報告が必要である。報告書も必要な項目(行き先、日時、責任者、参加者全員の氏名)が書かれていれば様式に関わらず電子メールで報告することができる。

なお、課外授業計画書、課外授業報告書に必要な項目(目的、行き先、日時、責任者、参加者 全員の氏名)が書かれていれば、様式に拘らず電子メールで届けることができる。

# (付則C)オンライン授業

# <オンライン授業の定義>

オンライン授業とは、支援者と学習者が対面で行う通常の授業(対面授業)に対し、インターネットなどの通信網を利用して遠隔で行う授業のことをいう。

## <オンライン授業の手続き>

オンライン授業は対面授業と全く同様のマッチング手続きを経て教室が開始される。学習希望者に対する最初のインタビュー(面接)は対面で行なうのを原則とする。このインタビューは教室を開始する前に授業の進め方などについて話し合うのが目的で、学習希望者と支援予定者及びマッチング担当者の3者が集まって実施する。

#### <継続中の教室への友達などの参入>

既に授業を受けている学習者の友達などが同じ教室での受講を希望したとしても、その友達などはそのまま希望する教室に入れるわけではなく、新たに日本語教室申込書を提出し、マッチングの手続きを経なければならない。

### <対面授業の挿入>

オンライン授業を継続的に行う場合は、2ヶ月に1回を目標に対面授業を行うものとする。

## <オンライン授業の報告>

年間の開講回数が集計できるように報告するものとする。①教室実施日、②教室の時間、③学習者氏名を書いて電子メールで JIEA に報告する。

#### この規約は2021年9月10日より施行する。

(制定: 2011年9月10日) (改定: 2021年9月10日)